

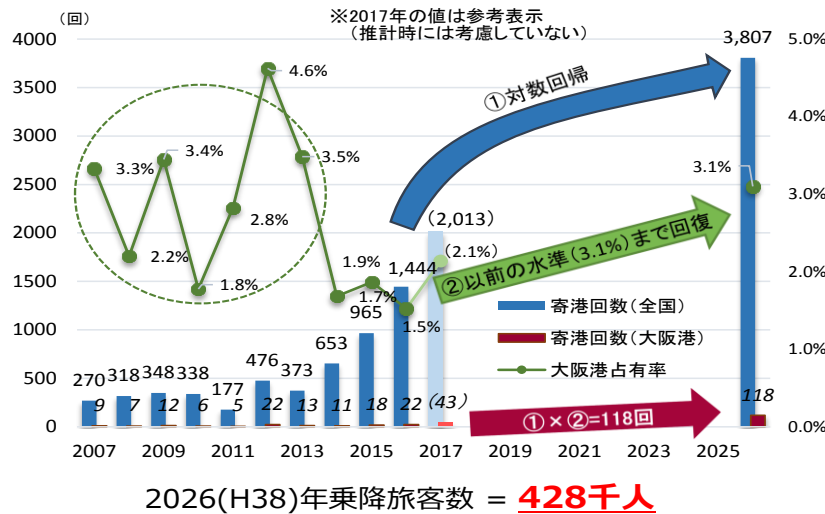


「港湾の能力」の設定

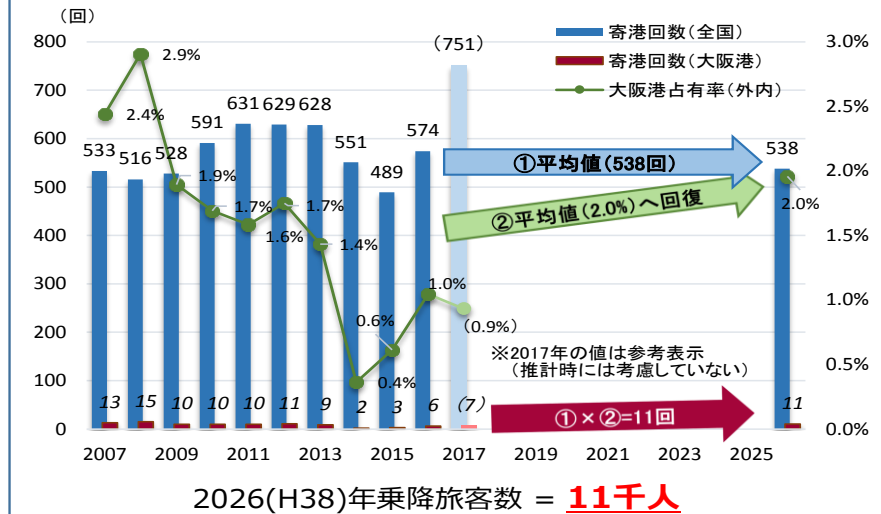
■船舶乗降旅客数の推計

- ・クルーズ客船の乗降旅客数うち、外国籍船は寄港回数の増加に伴い428千人へ増加することを見込み、日本籍船は、大阪港占有率の過去の実績から11千人とする。
- ・フェリーの乗降旅客数うち、外航フェリーは釜山・上海航路の旅客数が今後も堅調に推移することを見込んで、73千人とし、内航フェリーは、各航路の船型の大型化が進行していることを踏まえ、1,124千人とする。

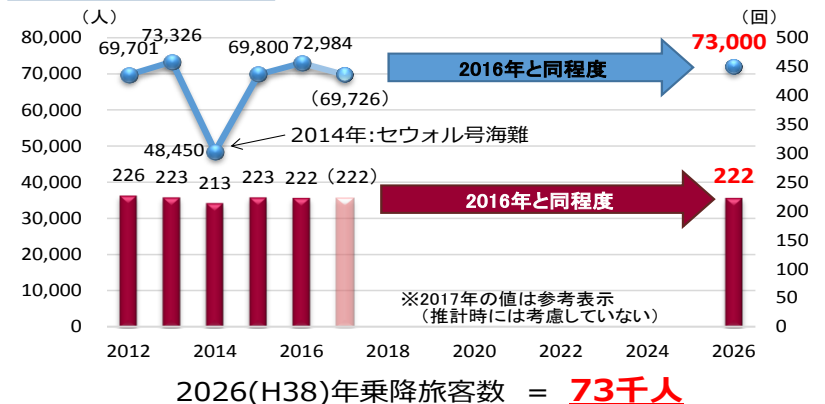
クルーズ客船(外国籍船)



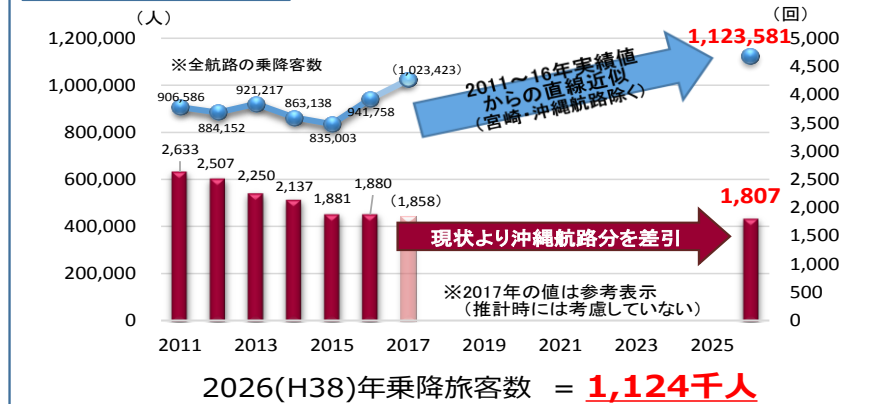
クルーズ客船(日本籍船)



外航フェリー



内航フェリー



主な計画改訂内容

- 今後見込まれる外貿貨物の増加に対応するため、外貿コンテナ埠頭用地の拡充や既存埠頭の外貿多目的埠頭への転換により、外貿貨物取扱機能の強化を図る。⇒①,③
- 大阪の経済成長をけん引する国際観光拠点の形成を目指し、夢洲中央部の土地利用計画を変更する。⇒②
- 既存ストックの老朽化が進む中、今後の維持管理・更新コストの縮減を図るため、老朽化・低利用施設の廃止を行う。⇒④

②<<目的>>新たな国際観光拠点の形成
<<内容>>土地利用計画の変更(夢洲地区)
都市機能用地 100.4ha
交流厚生用地 15.9ha
臨港交通施設計画の変更(此花大橋)
交通量、車線数の見直し

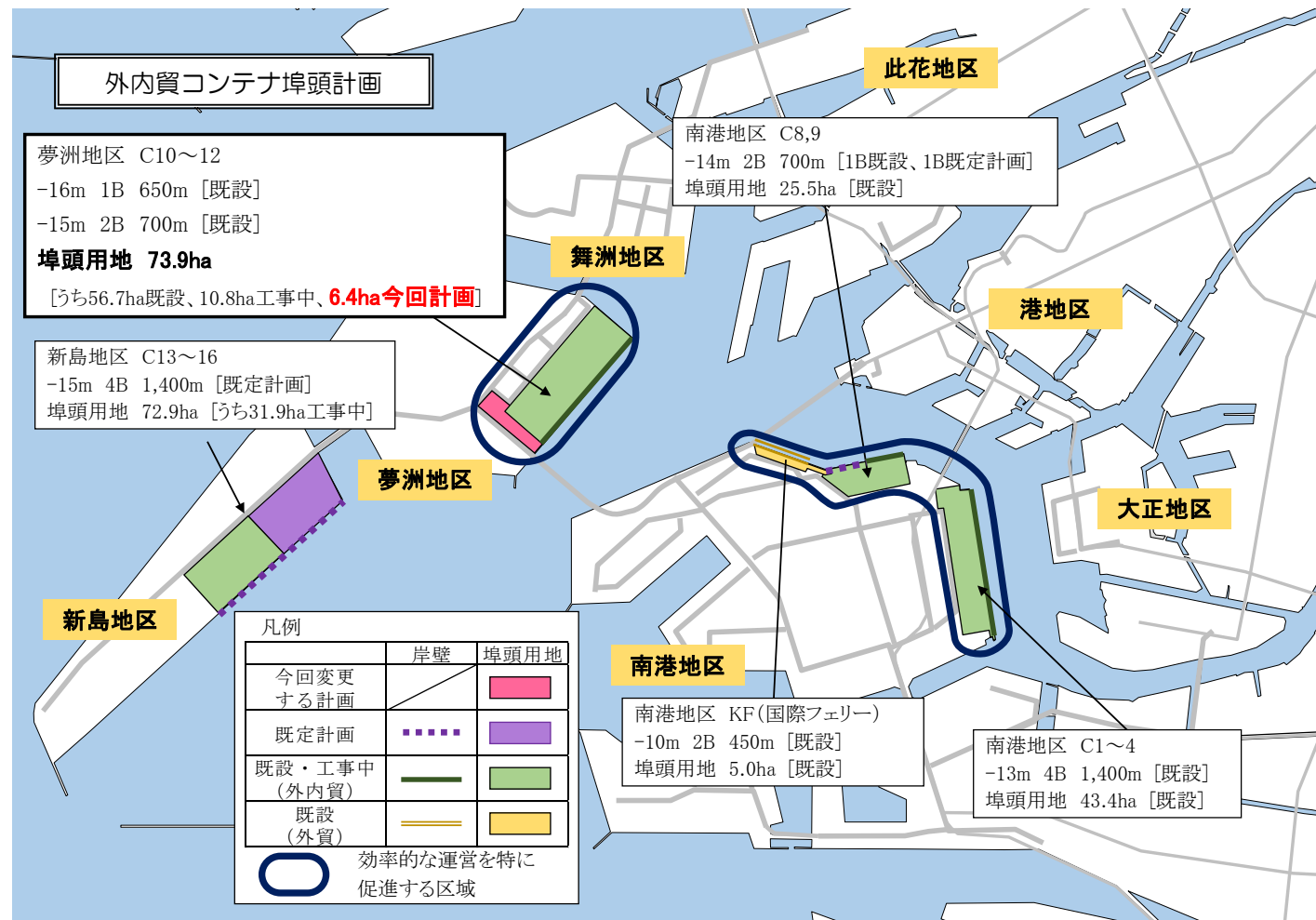
④<<目的>>港湾施設の適切な維持管理
<<内容>>老朽化・低利用施設等の廃止
岸壁 11バース 延長1,040m
物揚場 延長3,539m

③<<目的>>外貿一般貨物量増加・船舶大型化への対応
<<内容>>公共埠頭(外貿一般貨物埠頭)計画の変更
南港地区(北埠頭地区)
R岸壁 水深-10m 延長185m
水深-12m 延長330m

①<<目的>>コンテナ貨物取扱機能の強化
<<内容>>土地利用計画の変更(夢洲地区)
効率的な運営を特に促進する区域の変更
埠頭用地の拡張
埠頭用地 67.5ha→73.9ha

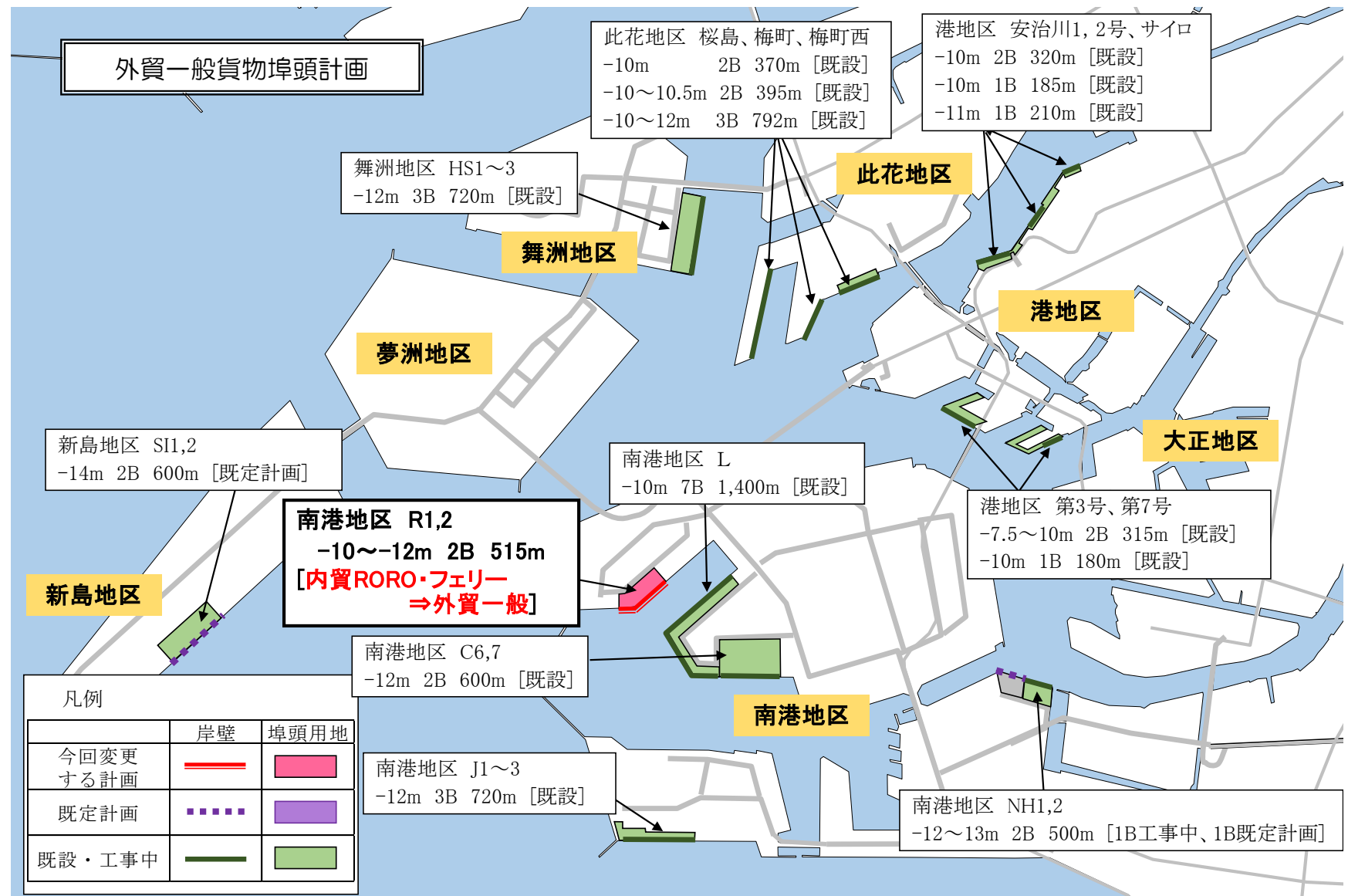
港湾施設の規模及び配置に関する計画 「物流 -外内貿コンテナ埠頭計画-」

- ◆ 対アジア諸国を中心として今後とも増加が見込まれる外貿コンテナ貨物に対応するとともに、より一層の国際競争力の強化を図るため、夢洲地区(C10～12)の埠頭用地を拡張し、コンテナ取扱機能を強化。
なお、拡張部分も既設コンテナ埠頭とあわせて一体的・効率的な埠頭運営を図るため、効率的な運営を特に促進する区域に追加。
- ◆ 外航航路と内航航路との接続機能の強化を図るため、南港のC1～4、C8,9、夢洲のC10～12を外内貿コンテナ埠頭と位置付け。



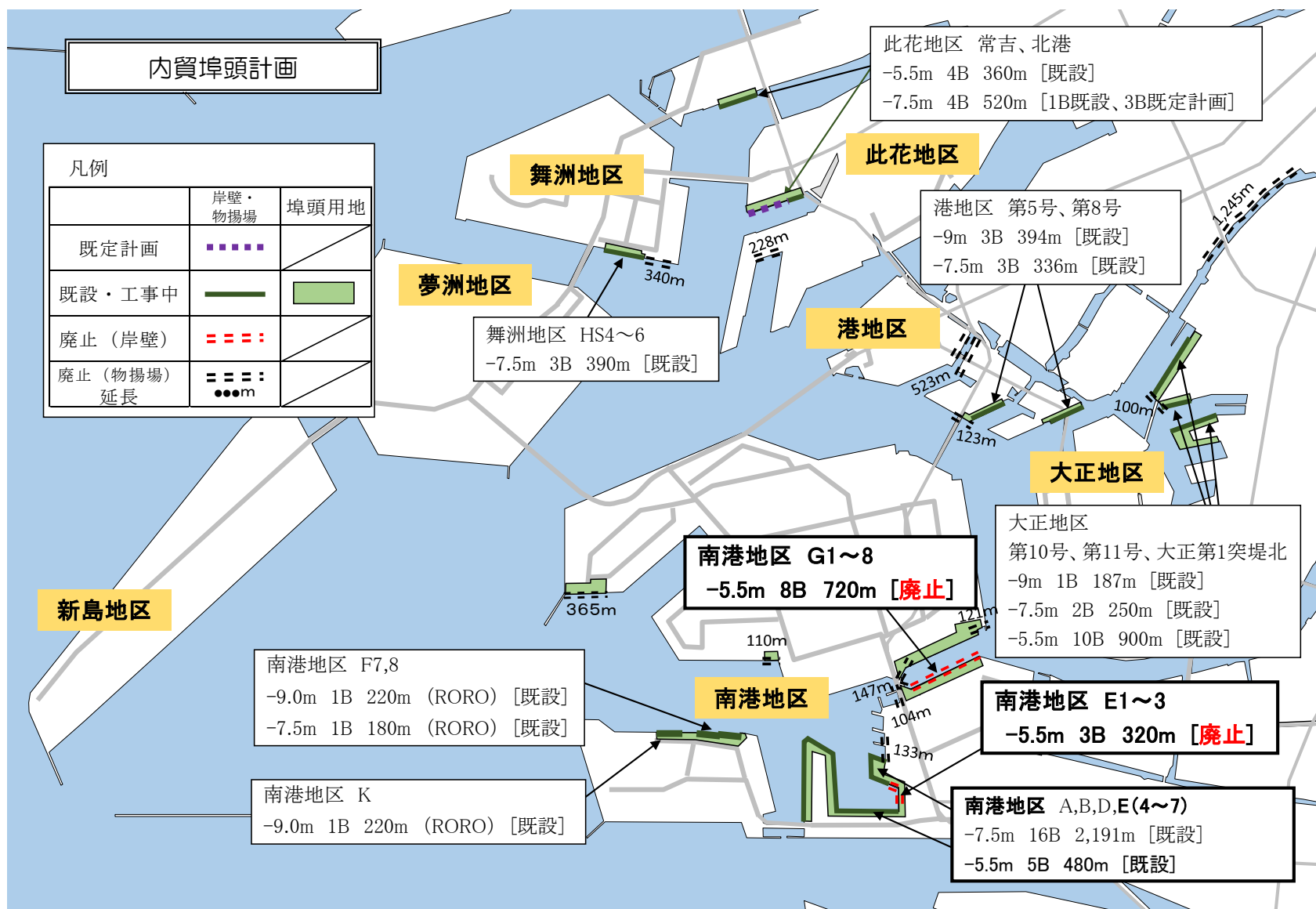
港湾施設の規模及び配置に関する計画 「物流 -外貿一般貨物埠頭計画-」

◆ 今後見込まれる外貿貨物の増加や船舶の大型化への対応を図るため、南港地区の既存埠頭(R1～2)の内貿RORO・フェリー埠頭から外貿一般埠頭への転換を計画。



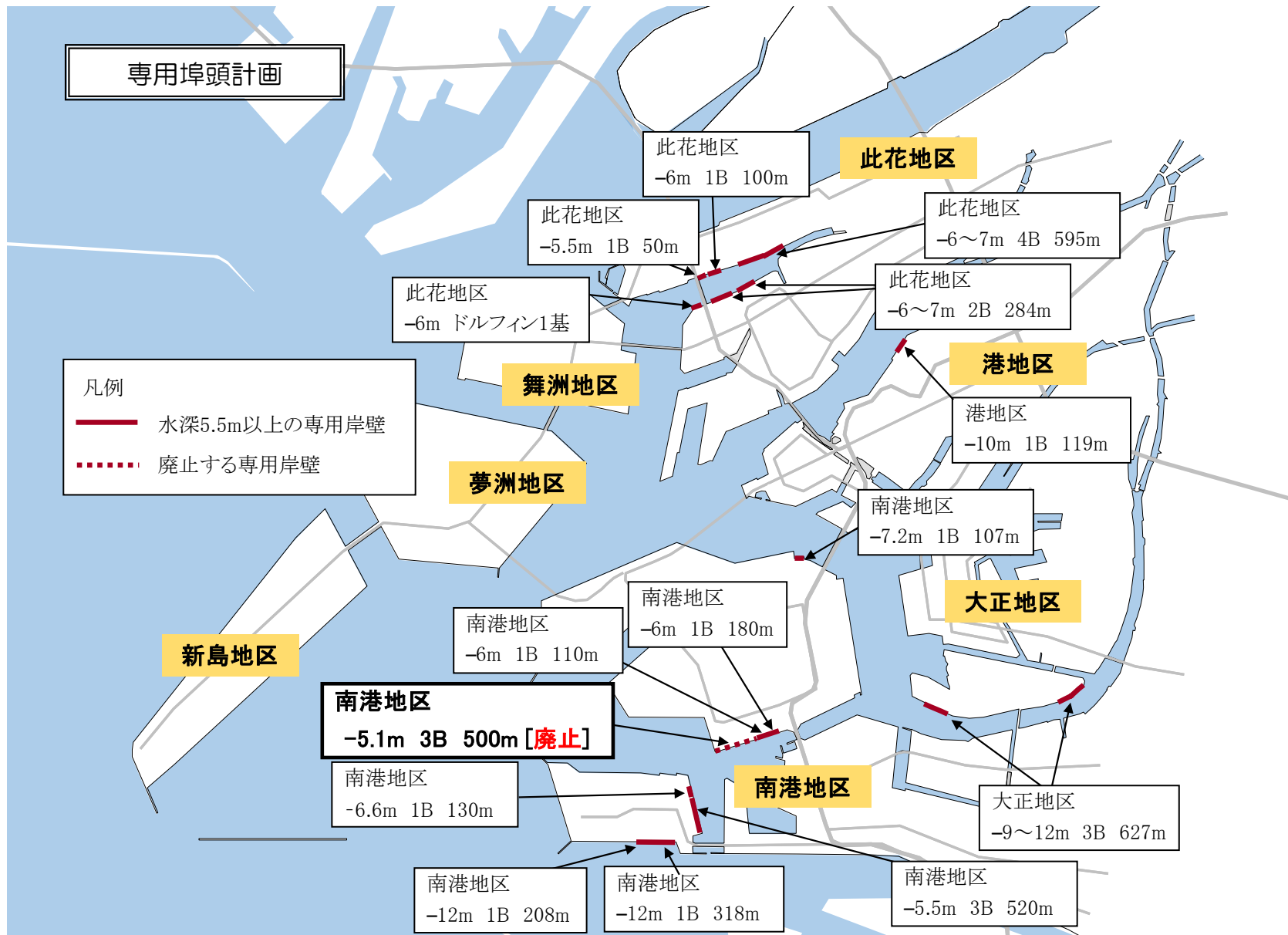
港灣施設の規模及び配置に関する計画「物流－内貿埠頭計画－」

◆ 現在の利用状況や今後の利用見込み、港湾経営の観点を考慮した上で、南港地区のG岸壁(G1～8)及びE岸壁の一部(E1～3)について廃止を計画。さらに、災害時の市民生活への影響も考慮した上で、港内の一部の物揚場について廃止を計画。



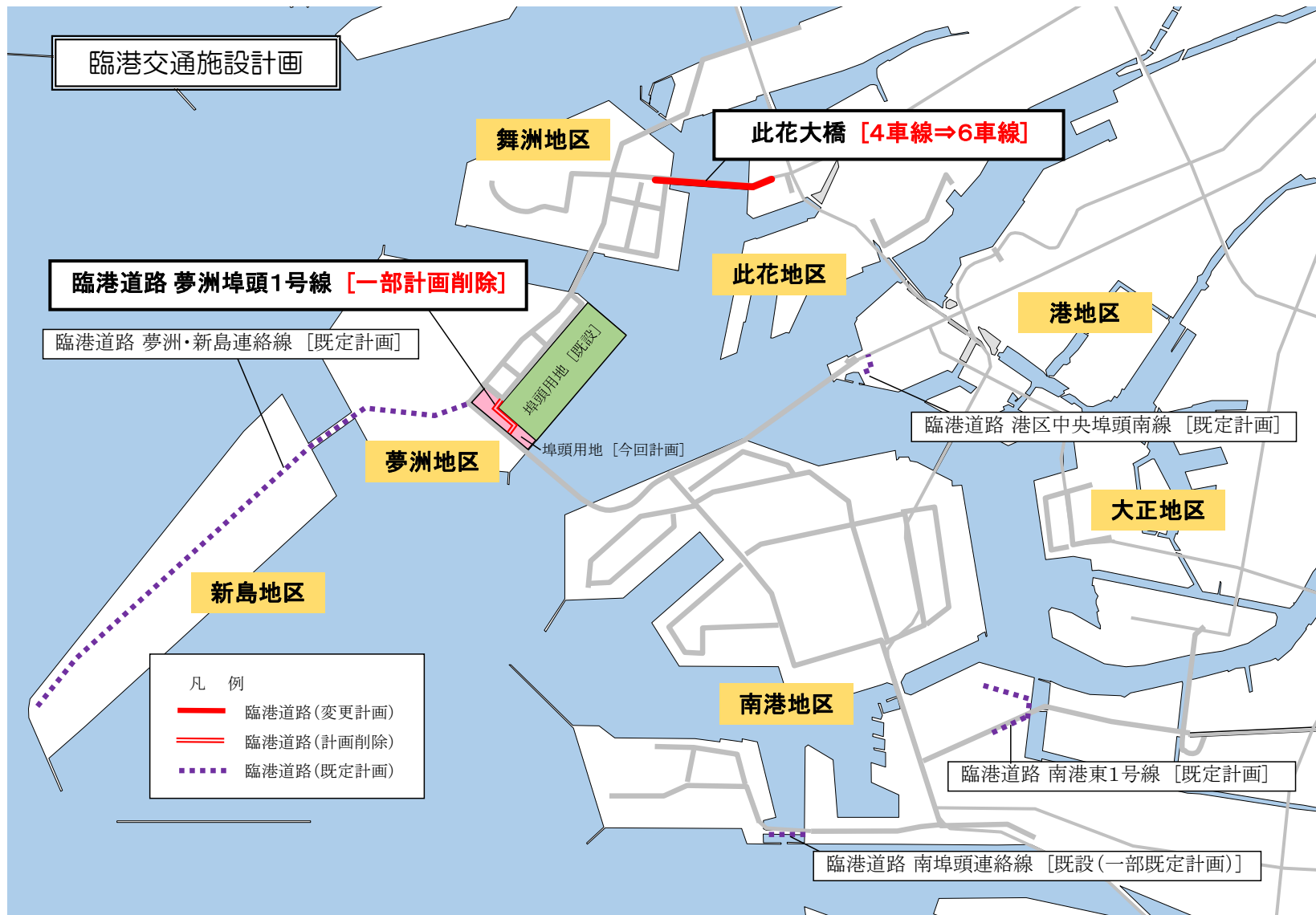
港湾施設の規模及び配置に関する計画 「物流－専用埠頭計画－」

- ◆ 南港地区に専用埠頭を所有していた事業者が移転し、その跡地に立地する現在の事業者が水際線を利用しないことから、南港地区の1施設を廃止



港湾施設の規模及び配置に関する計画 「物流－臨港交通施設計画－」

- ◆ 将来の取扱貨物量及び土地利用計画に基づいて将来の交通需要を予測し、必要な交通施設について検討。
⇒此花大橋の計画車線数を4車線から6車線に変更する必要あり。
- ◆ 夢洲地区埠頭用地の拡張に伴い、夢洲埠頭1号線について一部計画削除。





港湾施設の規模及び配置に関する計画 「環境 -港湾環境整備施設及び廃棄物処理計画-」

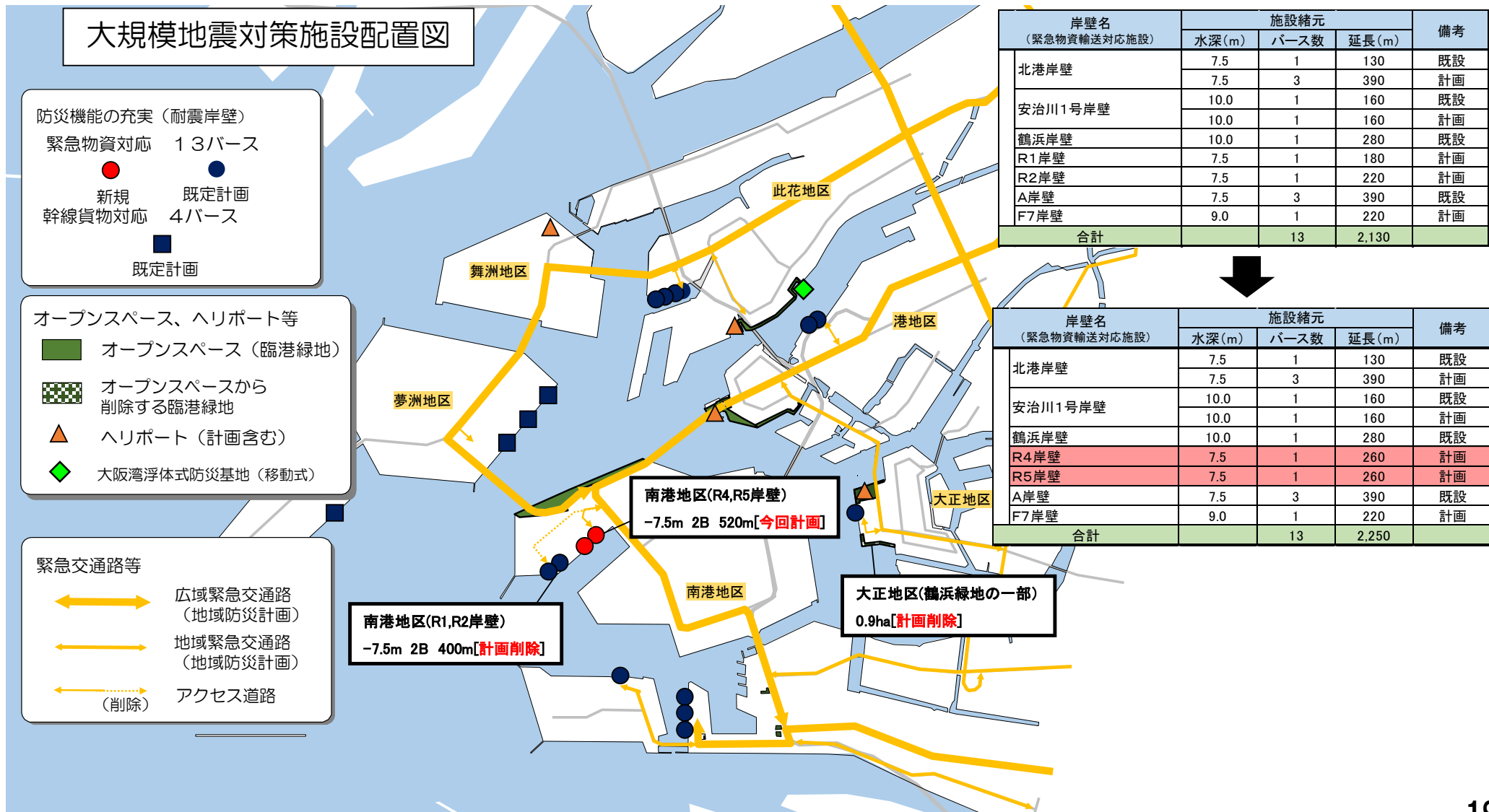
- ◆ 利用状況等を鑑み、利用転換や廃止する緑地を削除
- ◆ 新島地区における廃棄物処理計画は既定計画どおり





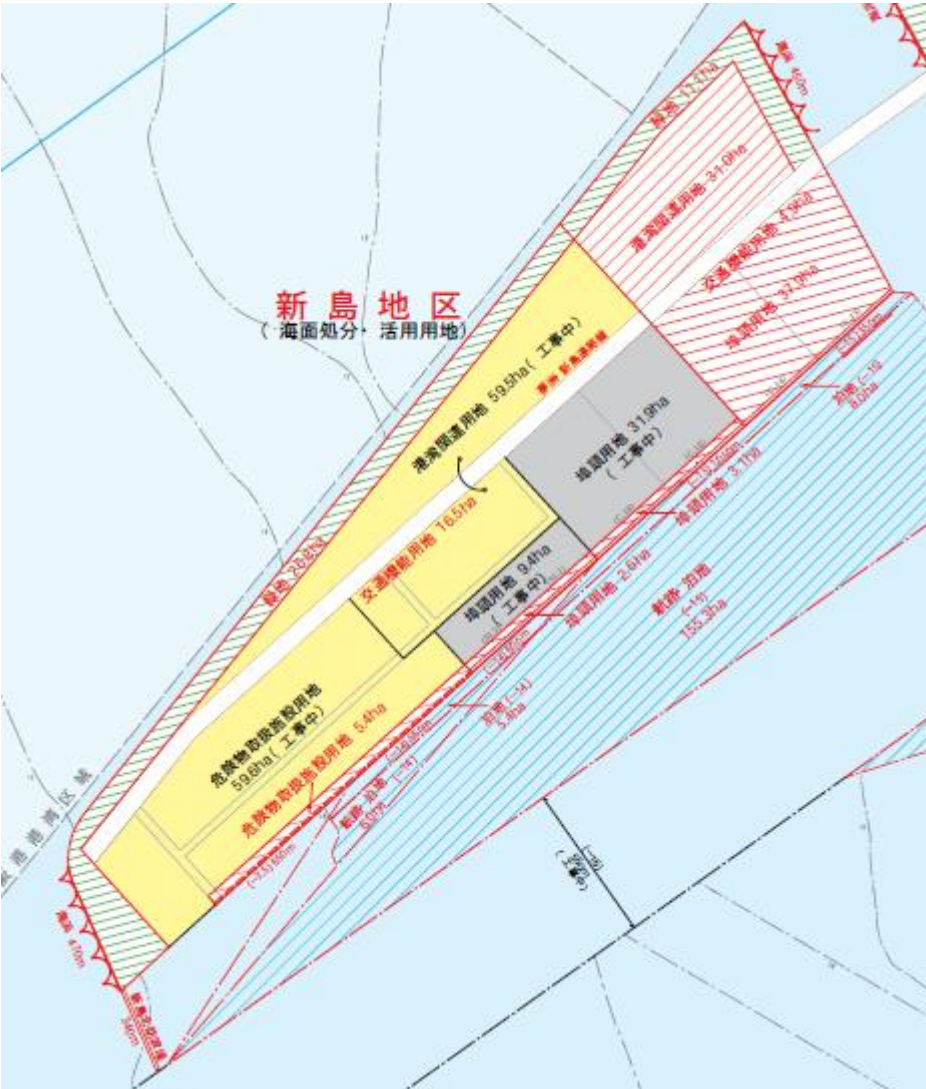
港湾施設の規模及び配置に関する計画「防災 -大規模地震対策施設計画-」

◆ 南港R岸壁のフェリー埠頭計画縮小(フェリー化範囲:R2~5⇒R4~5)に伴って、緊急物資輸送対応施設計画からR2岸壁を削除してR5岸壁を新たに計画する。さらに、R1岸壁を削除してR4岸壁を新たに計画する。これにより、耐震強化フェリー岸壁が2バースとなり、連続バースとすることにより効率的な運用が期待できる。

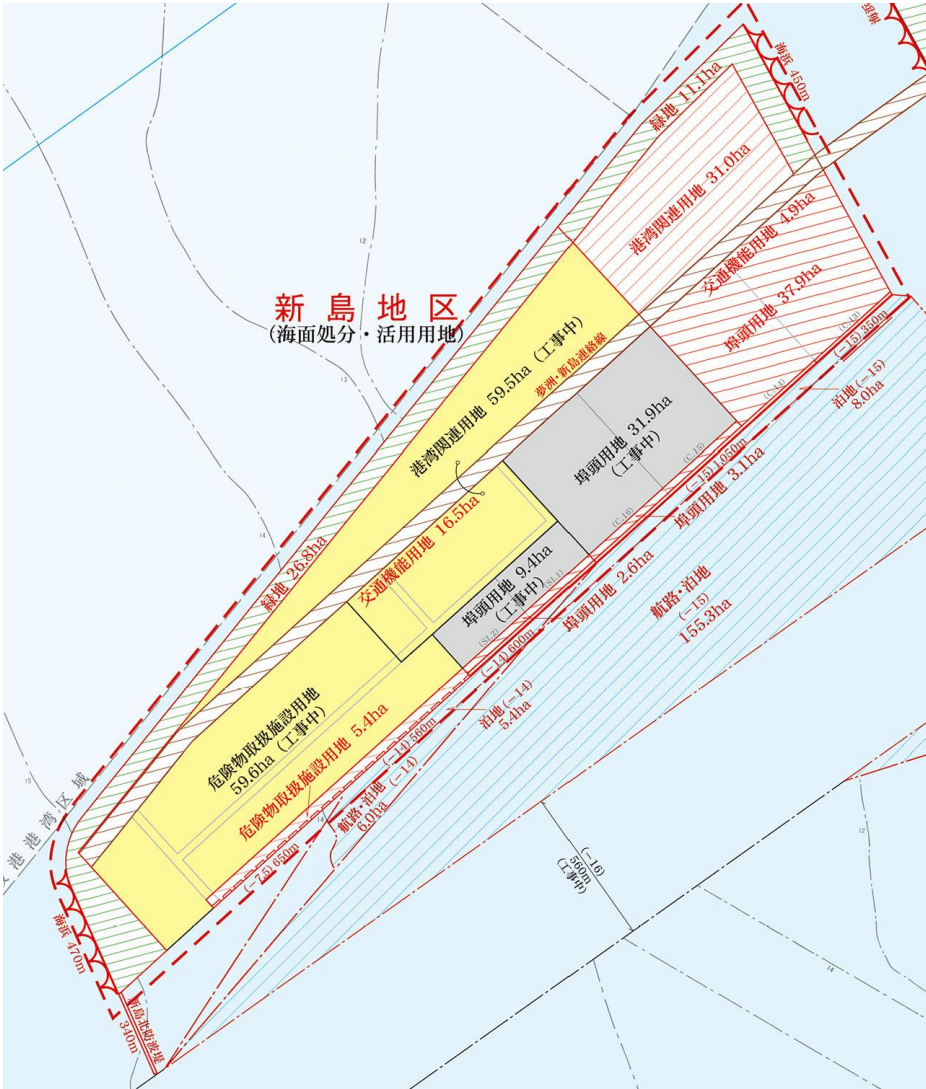


土地利用計画【新島地区】

◆ 今後、将来の動向を踏まえた港湾施設及び土地利用の見直しの検討が必要であることから、「利用形態の見直しの検討が必要な区域」と位置付け。



(既定計画)



(今回計画)

土地利用計画【夢洲地区】

- ◆「夢洲まちづくり構想(平成29年8月4日公表)」におけるゾーニング計画等を踏まえ、
- ・東側はコンテナ埠頭を中心とした「物流ゾーン」として、埠頭用地及び港湾関連用地から変更せず(今後見込まれる外貿コンテナ貨物の増加への対応を図るため、埠頭用地を拡張)。
 - ・中央部は国際観光拠点の形成を目指す「観光・産業ゾーン」として、都市機能用地及び交流厚生用地へ変更。
 - ・西側は「グリーンテラスゾーン」として、緑地へ変更。
 - ・北側において将来的に旅客ターミナル等の施設が必要になることを念頭に、将来構想(係留施設)を位置付けるとともに、今後、土地利用計画の見直し検討を行うことを示す、「利用形態の見直しの検討が必要な区域」を設定する。



(既定計画)



(今回計画)